

区民委員会情報連絡

令和8年4月14日

情報連絡事項	頁
1 口座振替新規加入キャンペーンアンケートの集計結果について (特別区民税・都民税・森林環境税)	2
2 育児期間の国民年金保険料免除制度の開始について	7

(区 民 部)

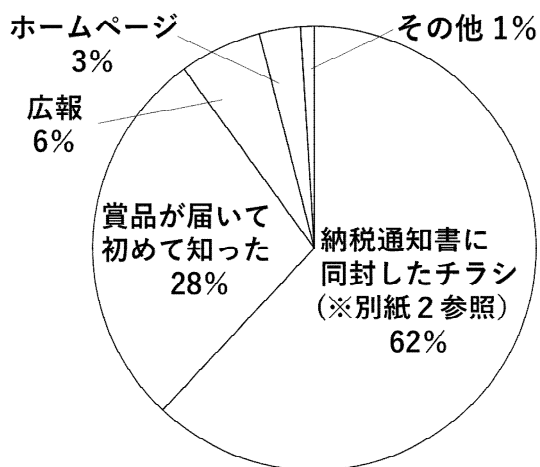
区民委員会情報連絡

令和8年4月14日

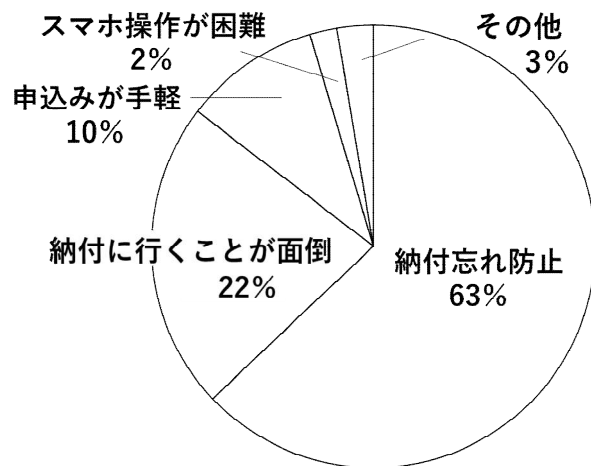
件名	口座振替新規加入キャンペーンアンケートの集計結果について(特別区民税・都民税・森林環境税)															
所管部課名	区民部納税課															
内容	<p>口座振替新規加入キャンペーンが口座振替申込みの動機となっているかを確認するため、アンケートを実施した。集計結果を以下のとおり報告する。</p> <p>1 キャンペーンの目的と概要</p> <p>(1) 目的 期限内納付の有効な手段である口座振替の申込みを推進する。</p> <p>(2) 概要 令和7年4月10日から9月10日までに、新規に口座振替を申し込んだ方の中から、抽選で210名に、賞品(区内共通商品券)を進呈する。</p> <p>2 調査概要</p> <p>(1) アンケート対象者 キャンペーン当選者(210人)</p> <p>(2) 調査方法 当選者に賞品を送付する際、アンケート用紙(※別紙1参照)を同封</p> <p>(3) 回答状況 回答率70%(回答者数146人/対象者210人)</p> <table border="1" data-bbox="421 1462 1243 1751"> <thead> <tr> <th>回答方法</th> <th>回答者数</th> <th>回答率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンケート用紙</td> <td>63人</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>Web</td> <td>83人</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>64人</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>210人</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 調査期間 令和7年12月12日(金)～令和8年1月15日(木)</p>	回答方法	回答者数	回答率	アンケート用紙	63人	30%	Web	83人	40%	未回答	64人	30%	合計	210人	100%
回答方法	回答者数	回答率														
アンケート用紙	63人	30%														
Web	83人	40%														
未回答	64人	30%														
合計	210人	100%														

3 集計結果

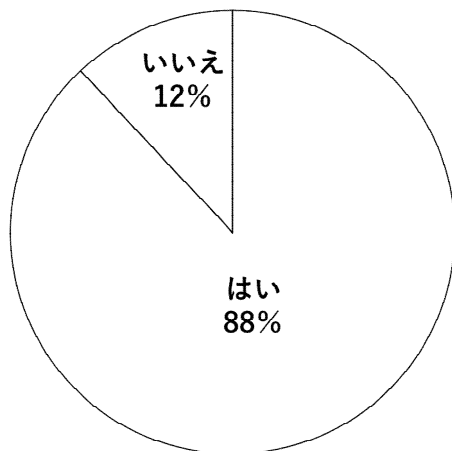
(1) このキャンペーンを何で知ったか



(2) 今回、口座振替を申し込んだ理由は何か



(3) このキャンペーンは口座振替を申し込むきっかけになると思うか



4 今後の方針

(1) アンケート結果から、口座振替新規加入キャンペーンは口座振替推進策として有効であることが確認されたため、今後も継続して実施する。

【参考1】キャンペーン対象期間における口座振替新規申込者数

年度	新規申込者数(人)	対象期間
令和 5年度	1,938	6/ 8～9/11(96 日間)
令和 6年度	2,238	4/10～9/10 (154 日間)
令和 7年度	2,135	4/10～9/10 (154 日間)

【参考2】口座振替勧奨の沿革

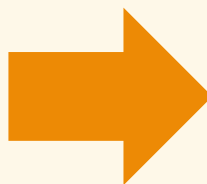
昭和43年度	口座振替制度開始
平成 4年度	納税通知書に口座振替依頼書同封開始
平成18年度	新規加入者に米プレゼント(100名×2kg)のキャンペーン開始
平成20年度	新規加入者に区内共通商品券プレゼント(100名×2,000円)のキャンペーン開始
平成24年度	キャンペーン賞品の区内共通商品券を(200名×2,000円)に拡充
平成25年度	ペイジー口座振替制度開始
令和 5年度	<p>キャンペーン賞品の区内共通商品券を(200名×2,000円) + (10名×10,000円)に拡充</p> <p>納付案内センターを活用し、残高不足による口座振替不能者への次回振替日案内のSMSを開始</p>
令和 6年度	<p>キャンペーン対象期間(6/10-9/10)を4/10～9/10に拡充</p> <p>区内10か所のデジタルサイネージを活用し、キャンペーン周知や口座振替勧奨を開始</p> <p>東京土建一般労働組合足立支部に口振勧奨ポスター、口座振替啓発物品(付箋)を配布</p>
令和 7年度	キャンペーン当選者にアンケートを実施

この度は、特別区民税・都民税・森林環境税の口座振替をお申込みいただき、ありがとうございました。
今後のキャンペーン実施の参考にするため、ぜひ皆様のお声をお聞かせください。

アンケートに ご協力をお願いします！

1分で完了！

右の二次元コードから
簡単に回答できます



〒郵送での回答はコチラ ↓

※郵送かWEBのどちらか一方でご回答ください。

当てはまるものに○または()内に記入をお願いします。各質問で最も当てはまるものを1つお選びください。

1. あなたの年代を教えてください。

A 20代以下 B 30代 C 40代 D 50代 E 60代以上

2. このキャンペーンを何で知りましたか。

- A 6月送付の納税通知書に同封したチラシ
 B 足立区ホームページ
 C あだち広報
 D SNS(X(旧Twitter)、Facebook)
 E 北千住駅、綾瀬駅、北綾瀬駅、足立区役所前などに設置されているビュー坊テレビの放映
 F 今回送付した区内共通商品券が届いて初めて知った
 G その他()

3. 今回、口座振替を申し込んだ理由は何ですか。

- A 納付を忘れないようにするため
 B 金融機関やコンビニに行くことが面倒なため
 C 申し込みが1回で手軽なため
 D スマホ決済の操作が難しいため
 E その他()

4. このキャンペーンは口座振替を申し込むきっかけの一つになると思いますか。

A はい B いいえ

アンケートは以上です。

同封の返信用封筒(切手不要)で、2026年1月15日(木)までにご返送をお願いします。
ご協力ありがとうございました。

※このチラシは商品券ではありません。

▲ 足立区

令和7年

9月10日
まで

足立区内共通商品券



10,000円

口座振替に
申し込んで
1万円を
当てよう!

10名様に 10,000円
抽選で
200名様に 2,000円

区内共通商品券をプレゼント!!

【キャンペーン対象者】 ※普通徴収の方に限ります。

下記の①、②、③ 全てに該当する方が対象となります。

- ①令和7年4月10日～9月10日の間に、特別区民税・都民税・森林環境税の口座振替を新規にお申し込みいただいた方
- ②特別区民税・都民税・森林環境税の滞納がない方
- ③令和7年度第3期分の特別区民税・都民税・森林環境税について口座引き落とし(令和7年10月31日)ができた方、または令和7年度分特別区民税・都民税・森林環境税を全額納付済の方

【口座振替申込方法】

同封のはがき「特別区民税・都民税・森林環境税口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼納付届・還付金口座振込依頼書」に記入、押印(通帳届出印をはっきりと押印してください)のうえ、ポストに投函してください。

※そのほか、各区民事務所、区内金融機関、納税課窓口でもお申し込みできます。

【当選発表】

当選者の抽選は、令和7年12月上旬を予定しています。なお、発表は賞品の発送(12月下旬以降)をもってかえさせていただきます。

サンハチハチゼロ

【問合せ先】 足立区納税課収納管理係 電話(03)3880-5238(直通) ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

区民委員会情報連絡

令和8年4月14日

件名	育児期間の国民年金保険料免除制度の開始について
所管部課名	区民部高齢医療・年金課
内容	<p>国民年金第1号被保険者に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、育児期間の国民年金保険料免除制度が開始されるため、報告する。</p> <p>1 対象 子を養育する国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無業者等）である父母 ※ 所得制限なし</p> <p>2 免除期間 原則として、子を養育することになった日（出生日または養子となった日）から子が1歳になる誕生日の前月まで。 ただし、母親の場合で、産前産後期間の国民年金保険料免除制度（※）が適用される国民年金第1号被保険者（実母）が、出産した子を養育するときは、産後免除期間に引き続く9か月間となる。</p> <p>※ 産前産後期間の国民年金保険料免除制度（平成31年4月1日施行）</p> <p>① 対象 出産日が平成31年2月1日以降の国民年金第1号被保険者</p> <p>② 免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）</p> <p style="text-align: right;">「厚生労働省」の資料より一部抜粋</p> <div data-bbox="352 1442 1469 2042" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><育児免除イメージ図></p> <p style="text-align: right;">1歳の誕生日の前月（12月分）まで</p> </div>

3 施行時期

令和8年10月1日

4 保険料免除期間の取扱い

免除が認められた期間は、産前産後期間の国民年金保険料免除制度と同様に、国民年金保険料を納めた期間として扱われる（将来の年金受給額に反映される）。

5 申請方法・申請時期および申請先

国から政令、省令および事務取扱通知等が示されていないため、現時点では未定である。

6 区民への周知について

- (1) 国が作成したポスター（別紙1）を高齢医療・年金課窓口に掲示し、リーフレット（別紙2）については、産前産後期間の国民年金保険料免除制度の相談および届出で来庁された方に配布できるよう、関係機関と調整中である。
- (2) 申請方法、申請時期および申請先などについては、国から制度の詳細が示された後、あだち広報、区ホームページ、SNSにより周知を図る。

新制度が始まります!!

子育て中の国民年金保険料が免除されます

令和8年
(2026年)
10月から
スタート!!



制度のポイント

1歳未満のお子さまを
養育している方
(父・母・養父母)

所得に関係なく
国民年金保険料が免除
されます

将来の年金額は
納付した場合と同じ
ように反映されます

▼ 制度や手続きの詳細はこちら ▼

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



申請はスマホでOK!
電子申請 (マイナポータル) がかんたん便利
<https://myna.go.jp>



令和8年（2026年）10月から

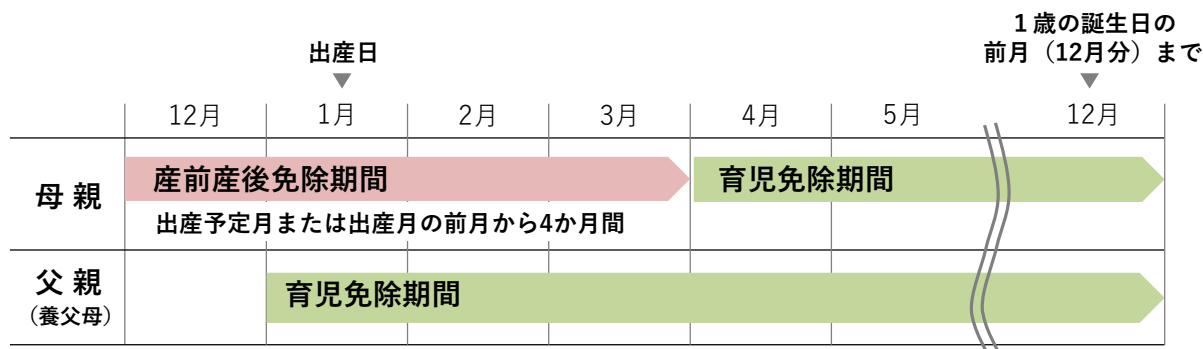
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

<育児免除イメージ図>



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」
「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



マイナポータル（電子申請）はこちら
<https://myna.go.jp>